

令和7年度

大分市建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領（ 県外業者用 ）

1 審査基準日

令和7年度大分市建設工事競争入札参加資格審査申請における**審査基準日**は、**令和6年12月1日**とする。

2 資格審査を申請できる者及び業種

- (1) 新たに資格審査を受けようとする者
- (2) 業種追加、昇格見込みの理由により再審査を希望する者

※ 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱第2条各号（以下の①～⑤）の資格要件を全て備えている者であること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者であること。
- ② 法第27条の23の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者であること。
- ③ 市税を完納している者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- ⑤ 次に掲げる届出を全て行っている者（当該届出の義務がある者に限る。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

※ 新たに大分市の資格審査を受けようとする者及び業種追加、昇格見込みの理由により再審査を希望する者は、必ず「令和7年度大分県公共工事競争入札参加資格審査申請」を大分県の申請期間内に行い、かつ当該申請をした業種と同一の業種について大分市へ申請を行うこと。

3 申請書類

大分市建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧表 に掲げる書類とする。

4 申請書類の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、市役所本庁舎5階503会議室において受付を行う。

（土・日曜日、祝日を除く 9時～16時30分（12時～13時を除く））

- (2) 提出期間

令和7年2月3日（月）から令和7年3月10日（月）まで 必着

※ 電子申請による受付は行わない。

※ 提出期限を過ぎた場合及び申請書類が不足している場合は受付を行わない。（持参の場合も含む。）

5 提出部数

正本 1部

6 申請した事項の変更等の届出

大分市建設工事競争入札参加資格審査申請を行った者（以下「申請者」という。）が、申請書類の提出後又は競争入札参加資格の認定後に次のいずれかに該当するときは、**速やかに登録事項等**

変更届（様式２）及び必要な書類等を提出すること。

（１）申請者又は入札参加資格を有すると認定された者（以下「有資格業者」という。）が、次に該当することとなったとき。

- ① 個人の代表者が死亡したとき。
- ② 法人が合併により消滅したとき。
- ③ 法人が破産により解散したとき。
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
- ⑤ 建設業を廃業したとき。
- ⑥ 他の業者から事業を承継したとき。

（２）有資格業者が、次の事項を変更したとき。

- ① 所在地
- ② 商号又は名称
- ③ 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- ④ 電話番号（FAX番号を含む。）
- ⑤ 健康保険等の加入状況
- ⑥ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

※ 委任先に変更が生じた場合も提出すること。

※ 登録事項等変更届の提出は、電子申請による受付も行っているので大分市ホームページを参照すること。

（電子申請による変更届の手続案内等）

・トップページより ⇒ オンラインサービス ⇒ オンライン申請 ⇒ 競争入札参加資格登録事項等変更届（県外建設工事）へ

7 その他 注意事項

（１）申請者が、次のいずれかに該当するときは、**資格の認定を行わない** ことができるものとする。

- ① 申請書若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
- ② 審査を行うための実態調査に応じないとき。
- ③ 審査を行う過程又は結果において、暴力団関係者である等競争入札参加資格を与える者として適当でないことが判明したとき。

（２）申請者を有資格者と認定したときは、**入札参加有資格者名簿に登録**するとともに、その旨を **公表** する。

※ 入札参加有資格者名簿に登録した場合は、申請者への通知は行わない。

※ 入札参加有資格者名簿の公表は、大分市ホームページ、大分市契約監理課及び大分市情報公開室において行う。

（３）資格の認定は、**等級及び資格業種等はすべて大分県のものに準ずるものとする。ただし、令和６・７年度の大分市入札参加有資格者名簿に登録されている者が、登録後に大分県へ申請業種の追加申請をした場合や、昇格見込みのある場合は必ず申請を行うこと。**

（４）競争入札参加資格及び等級の有効期間は、入札参加有資格者名簿に **登録した日から令和８年３月３１日まで** とする。（入札参加有資格者名簿への登録予定日：令和７年６月１日）

（５）有資格業者が、次のいずれかに該当するときは、**資格の取消し又は停止**をすることができるものとする。

- ① 建設業法第３条の規定による許可の効力を失ったとき。
- ② 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
- ③ 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- ④ 前３号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加資格を有する者として適

当でないことが判明したとき。

(6) **競争入札参加資格の決定に関する問い合わせには一切応じない。**

(7) 申請書類等についての情報は、大分市（上下水道局を含む。）の入札及び契約事務に使用する。

(8) 申請書類については、**大分市情報公開条例に基づき公開の対象とする** ことがある。

【 申請書類の提出場所・問い合わせ先 】

〒 870 - 8504 大分市荷揚町2番31号

大分市総務部 契約監理課 工事入札担当班（ 本庁舎5階 ）

（電話） 097 - 537 - 5714

（FAX） 097 - 538 - 5226

大分市建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧表

県外業者用

凡例 ○：必ず提出 △：該当する場合は提出

提出書類	
1 競争入札参加資格審査申請書【大分市提出用】 大分県への競争入札参加資格審査申請書と同一の記載事項であること。 ※押印しない場合は必ず申請担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。	○
2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の決算日を審査基準日とする 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し。 ※ 現在、経営事項審査を申請中の者は、審査に係る申請書類等の写し（ <u>経営事項審査庁又は経由庁の受付印のあるもの</u> ）を添付し、結果通知後速やかに通知書の写しを提出すること。	○
3 健康保険等の加入状況（様式1） 様式1の記載要領を参照の上、記載すること。	○
4 大分市税完納証明書又は市税等滞納調査同意書 （市税完納証明書は原本に限る） 大分市内に事業所（営業所）を有する申請者は必ず提出すること。それ以外で、大分市税の納税義務がある者も提出すること。 市税完納証明書は、市税等滞納調査同意書の提出に代えることができる。 市税完納証明書：令和7年1月15日以降の証明日の原本に限る。 市税等滞納調査同意書：記載例を参照して提出すること。 ※この同意書への押印は省略可能だが、税証明窓口で市税完納証明書を取得する場合は、委任状等に押印が必要になるため注意すること。	△
5 誓約書 誓約書に記載した内容に同意の上、所在地、商号又は名称、代表者役職及び氏名等を記載すること。 ※押印しない場合は必ず申請担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。	○
6 営業所一覧表の写し 大分県に提出したものの写し。 ※本店のみで、記載する支店・営業所がない場合は提出不要。	△
7 委任状 委任先を設ける場合に任意様式で作成し、原本を提出すること。 ※押印しない場合は必ず申請担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。	△
8 委任先の位置図 （明確に所在地が確認できる地図） 大分市内に委任先があれば提出すること。 ※令和7年度より新たに競争入札参加資格審査申請を行う者のみ提出。	△
9 工事経歴書の写し 大分県に提出したものの写し。申請者が印刷して作成したものも可。	○
10 受付票（希望者のみ） 申請書類等を受け付けた時に受付印を押し、申請者に返却する。 申請者の欄に商号又は名称を記載すること。 ※提出のない場合、受付に関する証明は一切発行しないため、受付及び審査結果は令和7年6月に公表予定の入札参加有資格者名簿で確認すること。 ※受付票は申請者に返却するため、ひも綴じしないこと。	△

提出書類

11 受付票送付（返信）用封筒（郵便や宅配便により提出する場合で希望者のみ）

受付票を送付するために使用する。

※送付先（郵便番号、所在地、商号又は名称、担当者等）を記載し、110円切手（定型郵便物の場合）を貼付すること。

△

【注意事項】

- ① 提出書類は A 4 判 に統一し、1～9 の順とし、左側に 2 ヶ所穴空けし、ひも綴じすること。
- ② 申請書類一覧表 4 の「大分市税完納証明書又は市税等滞納調査同意書」の提出義務があるにもかかわらず、提出を怠った場合、資格の認定を行わないことがある。

【市税完納証明書について】

従来大分市に事業所等がある場合は市税完納証明書の原本の提出が必要でしたが、「市税等滞納調査同意書」の提出により、市が納税状況を確認することで、市税完納証明書の提出が省略可能になりました。

同意書についての詳細は、「市税等滞納調査同意書（記載例）」をご参照ください。